

静岡市体育館条例の一部改正について

静岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（2）屋内プールの利用料金の限度額の表中

「

		生徒等	夏期	1,000円	を
--	--	-----	----	--------	---

」

「

		生徒等	夏期	1,000円	に
			通常期	1,500円	

」

改める。

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表備考中14を15とし、13を14とし、12の次に次のように加える。

13 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,290円をこの表による金額に加算した額とする。

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表備考中16を17とし、15を16とし、14の次に次のように加える。

15 アリーナの冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,290円をこの表による金額に加算した額とする。

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考中12を削り、13を12とし、14から16までを13から15までとする。

第2条 静岡市体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

静岡市清水三保体育館の使用料

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用アリーナ等 利用	アリーナ	一般	4,650円	3,100円	3,100円	6,060円
		生徒等	2,340円	1,560円	1,560円	3,030円
	剣道場	一般	930円	620円	620円	1,230円
		生徒等	480円	320円	320円	630円

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

静岡市由比体育館の使用料

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
専用アリーナ等 利用	アリーナ	一般	2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
		生徒等	1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	卓球場	一般	390円	260円	260円	340円	420円
		生徒等	300円	200円	200円	250円	300円

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額（1）アリーナ等の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1）アリーナ等の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用アリーナ等 利用	アマチュアスポーツ	一般	7,530円	5,020円	5,020円	15,060円
		生徒等	5,280円	3,520円	3,520円	10,560円

		ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合				
		その他の場合	37,650円	25,100円	25,100円	75,300円
剣道 場等	アマチュ	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
	アスポー	生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円
		ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合				
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
会議 室	3階大会議室	2,670円	1,780円	1,780円	5,340円	
多目的 室	多目的室1	1,410円	940円	940円	2,820円	
	多目的室2	1,080円	720円	720円	2,160円	
	多目的室3	1,410円	940円	940円	2,820円	
個人 利用 券	当日	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
	定期 券	一般	1人1月につき 2,250円			
		生徒等	1人1月につき 1,350円			
整理 券	一般	1人1回1時間につき 100円				
	生徒等	1人1回1時間につき 60円				

別表第3の1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額 (1) アリーナ等の利用料金の限度額の表備考13中「7,610円」を「7,750円」に改め、同1 静岡市中央体育館の利用料金の限度額 (2) 屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 屋内プールの利用料金の限度額

時間区分	午前	午後1	午後2	夜間
------	----	-----	-----	----

利用区分			午前10時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時30分 から午後5時 30分まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	
			専 用 利 用	一般	夏期	1コースにつ き1,340円	1コースにつ き1,340円
通常期	1コースにつ き2,000円	1コースにつ き2,000円			1コースにつ き2,000円	1コースにつ き4,000円	
生徒等	夏期	1コースにつ き940円		1コースにつ き940円	1コースにつ き940円	1コースにつ き1,880円	
	通常期	1コースにつ き1,400円		1コースにつ き1,400円	1コースにつ き1,400円	1コースにつ き2,800円	
個 人 利 用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
			通常期	310円	310円	310円	310円
		生徒等	夏期	110円	110円	110円	110円
			通常期	160円	160円	160円	160円
	整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
			通常期	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等	夏期	1人1回1時間につき 50円			
			通常期	1人1回1時間につき 80円			
	回数券 (11回 分。1 枚の利 用は、 1人一 の時間 区分)	一般	夏期	2,100円			
			通常期	3,100円			
		生徒等	夏期	1,100円			
			通常期	1,600円			

別表第3の2静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）	摘要
バスケットボール用具	一式	210円	
バレーボール用具	一式	210円	
ハンドボール用具	一式	210円	
フットサル用具	一式	210円	
テニス用具	一式	210円	
バドミントン用具	一式	100円	
卓球用具	一式	100円	
防球フェンス	1台	20円	
柔道畳	1枚	20円	
跳び箱	1台	50円	
鉄棒	1台	210円	
つり輪	1台	210円	
あん馬	1台	100円	
跳馬	1台	210円	
平行棒	1台	210円	
平均台	1台	100円	
体操用床フロアマット	1組	650円	
マット（大）	1枚	50円	
マット（小）	1枚	30円	
体操全種目用具	一式	7,700円	
ストップウォッチ	1個	20円	
小運動用具	1個	20円	
電光表示器	1台	210円	
放送設備	一式	1,100円	
コードリール	1巻	100円	
演台	1台	210円	
指令台	1台	210円	
補助椅子	1脚	20円	
折り畳み机	1脚	40円	

ビート板	1枚	20円	屋内プール用
浮島	1組	210円	屋内プール用
コインロッカー	1個	50円	
		20円	屋内プール用

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額

			時間区分			
			午前	午後1	午後2	夜間
利用区分			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
	専 用 利 用	ア リ ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	一般	5,160円	3,440円	3,440円
生徒等			3,630円	2,420円	2,420円	7,260円
その他の場合		25,800円	17,200円	17,200円	51,600円	
剣 道 場 等		ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	一般	1,860円	1,240円	1,240円
	生徒等		1,320円	880円	880円	2,640円
	その他の場合		9,300円	6,200円	6,200円	18,600円

	多目的室		1,080円	720円	720円	2,160円
個人券	当日一般		180円	180円	180円	220円
	生徒等		90円	90円	90円	110円
利用券	定期一般	1人1月につき 2,250円				
	生徒等	1人1月につき 1,350円				
整理券	一般	1人1回1時間につき 100円				
	生徒等	1人1回1時間につき 60円				

別表第4の1 静岡市南部体育館の利用料金の限度額の表備考13中「2,290円」を「2,330円」に改め、別表第4の2 静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
マット（大）	1枚	50円
マット（小）	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第5の1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額

時間区分				午前	午後1	午後2	夜間	
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	
専 用 利 用	ア リ ー ナ	アマチュ アスポ ーツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円	
			生徒等	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円	
		その他の場合	25,800円	17,200円	17,200円	51,600円		
	剣 道 場 等	アマチュ アスポ ーツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	
			生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円	
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円		
	多目的室				1,080円	720円	720円	2,160円
	個 人 利 用	当 日 券	一般	180円	180円	180円	220円	
			生徒等	90円	90円	90円	110円	
		定 期 券	一般	1人1月につき 2,250円				
生徒等			1人1月につき 1,350円					
整 理 券		一般	1人1回1時間につき 100円					
		生徒等	1人1回1時間につき 60円					

別表第5の1 静岡市長田体育館の利用料金の限度額の表備考13中「1,590円」を「1,620円」に改め、別表第5の2 静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
フットサル用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
跳び箱	1台	50円
トランポリン	1台	210円
マット（大）	1枚	50円
マット（小）	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額

時間区分				午前	午後1	午後2	夜間
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
専用	アリーナ	アマチュア アスリート	一般	5,160円	3,440円	3,440円	10,320円
			生徒等	3,630円	2,420円	2,420円	7,260円

利 用	ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合					
	その他の場合	25,800円	17,200円	17,200円	51,600円	
武 道 場等	アマチュ一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	
	アスポー生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円	
	ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合					
	その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円	
	多目的室	2,190円	1,460円	1,460円	4,380円	
個 人 券	当 日 一般	180円	180円	180円	220円	
	生徒等	90円	90円	90円	110円	
利 用 券	定 期 一般	1人1月につき 2,250円				
	生徒等	1人1月につき 1,350円				
	整 理 一般	1人1回1時間につき 100円				
	生徒等	1人1回1時間につき 60円				

別表第6の1 静岡市東部体育館の利用料金の限度額の表備考15中「2,290円」を「2,330円」に改め、別表第6の2 静岡市東部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
ユニホック用具	一式	210円

バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
体操用床フロアマット	1組	650円
マット (大)	1枚	50円
マット (小)	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1巻	100円
指令台	1台	210円
補助椅子	1脚	20円
折り畳み机	1脚	40円
コインロッカー	1個	50円

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額

				時間区分			
				午前	午後1	午後2	夜間
利用区分				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
	専 用 利 用	ア リ ナ ツ 又 は レ ク リ エ ー シ ョ ン に 利 用 す る 場 合	アマチュ一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円
アスポー 生徒等			4,620円	3,080円	3,080円	9,240円	
その他の場合				33,000円	22,000円	22,000円	66,000円
剣 道 場 等	ア マ チ ュ ア ス ポ ー	アマチュ一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円	
		アスポー 生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円	

		ツ又はレ クリエー ションに 利用する 場合				
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
多 目 的 室	多目的室1		1,410円	940円	940円	2,820円
	多目的室2		1,080円	720円	720円	2,160円
個 人 券	当日	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
利 用 券	定期	一般	1人1月につき 2,250円			
		生徒等	1人1月につき 1,350円			
券	整理	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第7の1 静岡市北部体育館の利用料金の限度額の表備考13中「6,890円」を「7,010円」に改め、別表第7の2 静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額

区分	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
柔道畳	1枚	20円
マット（大）	1枚	50円
マット（小）	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円

小運動用具	1 個	20円
電光表示器	1 台	210円
放送設備	一式	1,100円
コードリール	1 巻	100円
演台	1 台	210円
指令台	1 台	210円
補助椅子	1 脚	20円
折り畳み机	1 脚	40円
コインロッカー	1 個	50円

別表第8中備考以外の部分を次のように改める。

別表第8（第16条関係）

静岡市蒲原体育館の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
利用区分	専アマチュアス一般	2,310円	1,540円	1,540円	1,940円	2,340円
	用ポーツ又はレ生徒等	1,620円	1,080円	1,080円	1,360円	1,640円
	利クリエーショ					
	用ンに利用する場合					
	その他の場合	11,550円	7,700円	7,700円	9,700円	11,700円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第4項から第6項までの規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第3及び別表第7の改正規定 平成31年4月1日
- (3) 第1条中別表第4及び別表第6の改正規定 平成31年7月1日
- (4) 第2条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の静岡市体育館条例（以下「2条改正後条例」という。）別表第1から別表第8までの規定は、前項第4号に定める日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

3 2条改正後条例別表第3の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を利用して当該施設を利用することができる。

（施行前の準備）

4 第1条の規定による改正後の静岡市体育館条例（以下「1条改正後条例」という。）別表第3の規定に基づく静岡市中央体育館の利用料金の設定は、附則第1項第2号に定める日前においてもこれを行うことができる。

5 1条改正後条例別表第4及び別表第6に基づく静岡市南部体育館及び静岡市東部体育館の利用料金の設定、利用に係る許可の手續、利用料金の収受その他の行為は、附則第1項第3号に定める日前においてもこれを行うことができる。

6 2条改正後条例別表第1から別表第8までの規定に基づく体育館の利用に係る使用料の徴収その他の行為又は利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。